

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領

(通則)

第 1 条 介護保険法に基づく諸基準及び諸条例(別表 1)の規定による事故が発生した場合の鴻巣市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第 2 条 この要領は、事故発生時に速やかに鴻巣市への報告が行われ、情報共有が図られるようにすると共に、発生した事故の原因を究明、分析し、その事後処理において速やかな解決対応措置をとることにより、事故の再発防止及びサービスの質の向上に資することを目的とする。

(事故報告の対象となる事業所及び介護保険サービス)

第 3 条 介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下「事業所」という。)が行う介護保険適用サービス(以下、「介護サービス」という。)とする。

(報告対象者等)

第 4 条 事故報告は、事故に関係する利用者が鴻巣市の被保険者である場合及び事故が発生した事業所又は施設の所在地が鴻巣市の場合に行うこととする。

(報告の範囲)

第 5 条 報告すべき事故の範囲は、事業所の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供に伴い発生した事故とし、以下のとおりとする。なお、通所・短期入所サービス及び施設サービス等において事故が発生した場合は、利用者が事業所内にいる間に発生した事故をすべて、「介護サービスの提供に伴い発生した事故」とする。

(1) 利用者の怪我又は死亡事故

(注 1) 送迎・通院等の間に発生した事故も含む。

(注 2) 怪我の程度については、医療機関の受診を要したものを原則とする。ただし、診察または検査のみで治療を伴わない場合は報告の必要はない。

(注 3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告すること。

(注 4) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに連絡若しくは事故報告書を再提出すること。

(2) 異食・誤飲・誤薬・誤嚥

(3) 利用者に対する虐待、若しくはそれが疑われる事例

職員(従業者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は報告すること。

(4) 利用者が行方不明になった場合

利用者が行方不明となった事例において、下記のいずれかに該当する場合は報告すること。

ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合

- イ 警察に捜索願を届け出た場合
 - ウ 発見された場所が事業所の敷地外であった場合（通所・短期入所サービス及び施設サービス等の提供中に行方不明となった場合）
 - エ その他、特に施設長等又は鴻巣市が報告を必要と認めた場合
- (5) 感染症、食中毒若しくは疥癬の発生又はそれが疑われる場合
感染症、食中毒若しくは疥癬の発生又はそれが疑われる場合において、下記のいずれかに該当する場合は報告すること。なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。
- ア 感染症、食中毒若しくは疥癬が疑われる者が1週間に2名以上発生した場合
 - イ アに該当しない場合であっても、特に施設長等又は市が報告を必要と認めた場合
- なお、感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」に定めるもの及び関係法令に規定されるもののうち、原則として一、二、三、四、五類感染症及びこれらに相当する指定感染症とする。（別表2）
- (6) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合
利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故等、利用者の処遇に影響があるものは報告すること。
- (7) 施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合
施設内での小火・火事等の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合は報告する。
- (8) その他、報告が必要と認められる事故の発生又は特に鴻巣市が事業所に報告を求める場合
上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合は報告する。

（報告先）

第6条 事業所は、第5条各号に該当する事故等が発生した場合、家族、鴻巣市介護保険課並びに当該事業所の指定権者に事故の報告を行う。なお、当該利用者が鴻巣市以外の市町村の被保険者である場合は、その市町村に、居宅サービスを利用している場合にあっては、居宅介護支援事業所にも報告を行うこととする。

（報告書の様式等）

第7条 報告書の様式及び報告事項については、「事故報告書」（別紙1）及び「再発防止策の実施状況報告書」（別紙2）のとおりとする。ただし、事業所が別に定めている様式が事故報告書及び再発防止策の実施状況報告書の項目を備えている場合は、その様式に代えることができる。

（報告の方法及び手順）

第8条 鴻巣市への報告の方法及び手順は、次のとおりとする。なお、当該事業所の指定権者に報告を行う場合は、それぞれの指示に従うこと。

(1) 第一報（速報）

事業所は、事故が発生した場合、速やかに書面又は電話にて報告をする。

(2) 事故報告

事業所は、事故発覚後5営業日以内に、事故報告書又は事業所が定める様式に事故の詳細や報告時点までの経過等の必要事項を記載し提出する。

(3) 再発防止策の実施状況報告

事業所は、事故収束後10営業日以内、事故が長期化し収束までに時間がかかる場合は事故発生後1ヶ月以内に、事業所内にて事故の原因解明及び再発防止についての協議を行い、再発防止策の実施状況報告書又は事業所が定める様式に協議の内容や事故報告書提出後の経過等の必要事項を記載し提

出する。

- ※1 事業所は、事故が完全に収束するまでの間、必要に応じて、事故発生後の経過について、書面又は電話等にて適宜関係各所へ報告を行う。
- ※2 報告に際し、必要に応じて当該事故に関する資料を添付することとする。
- ※3 (2) 事故報告 及び (3) 再発防止策の実施状況報告 は鴻巣市介護保険課に持参するか郵送することとし、FAX での報告は不可とする。
その他、第一報（速報）及び事業所の判断にて適宜行われる報告については、FAX 等での報告も可能であるが、個人の特定につながる情報を伏せる等、個人情報の取扱いには細心の注意を払うこととする。

(利用者及び家族への情報提供)

第 9 条 事業所は、事故の内容、原因、経過及び再発防止策等について、利用者及び家族の求めに応じ、情報の提供に努めることとする。

(鴻巣市の対応)

- 第 10 条 鴻巣市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として、助言等、必要な対応を行うものとする。
- 2 鴻巣市の対応は、原則として事故に関係する利用者が鴻巣市の被保険者である場合とするが、必要に応じ他市町村の介護保険担当及び埼玉県並びに埼玉県国民健康保険団体連合会等と連携を図るものとする。
 - 3 鴻巣市は、必要により、提出された事故報告の概要等をまとめ、事業所への情報提供を行い再発防止の啓発に努めるものとする。
 - 4 鴻巣市は、求めに応じ、事故報告の内容を利用者及び家族に開示する。

(記録の作成、保存及び取扱い)

- 第 11 条 事業者は、必要に応じて、第 7 条に定めた報告様式にて記載を求めた情報の範囲外についても、適宜記録するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、第 5 条に定めた事故報告書作成の範囲外の事故が発生した場合や、事故には至らなかったが事故になる恐れがあった場合、事業所の規定に従い記録に努める。
 - 3 事業者・所管課ともに、報告書の取扱いについては、机上の放置や原則事務室外への持ち出しを禁止し、施錠保管を行う等、常に個人情報保護に細心の注意を払うこととする。
 - 4 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を 2 年間保存する。

(付則)

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日より適用する。

別表 1（第 1 条関係）

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 37 号）
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 35 号）
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 39 号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）
- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 41 号）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 36 号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号）
- ・ 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 34 号）
- ・ 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 35 号）

別表2（第5条関係）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および関係法令に規定される感染症一覧
およびこれらに相当する指定感染症

一類感染症

- 1 エボラ出血熱
- 2 クリミア・コンゴ出血熱
- 3 痘そう
- 4 南米出血熱
- 5 ペスト
- 6 マールブルグ病
- 7 ラッサ熱

二類感染症

- 1 急性灰白髄炎
- 2 結核
- 3 ジフテリア
- 4 重症急性呼吸器症候群
- 5 鳥インフルエンザ（H5N1）

三類感染症

- 1 コレラ
- 2 細菌性赤痢
- 3 腸管出血性大腸菌感染症
- 4 腸チフス
- 5 パラチフス

四類感染症

- 1 E型肝炎
- 2 ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）
- 3 A型肝炎
- 4 エキノコックス症
- 5 黄熱
- 6 オウム病
- 7 オムスク出血熱
- 8 回帰熱
- 9 キャサヌル森林病
- 10 Q熱
- 11 狂犬病
- 12 コクシジオイデス症
- 13 サル痘
- 14 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTSウイルスであるものに限る）
- 15 腎症候性出血熱
- 16 西部ウマ脳炎
- 17 ダニ媒介脳炎
- 18 炭疽
- 19 チクングニア熱
- 20 つつが虫病
- 21 デング熱
- 22 東部ウマ脳炎
- 23 鳥インフルエンザ
（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）
- 24 ニパウイルス感染症
- 25 日本紅斑熱
- 26 日本脳炎
- 27 ハンタウイルス肺症候群
- 28 Bウイルス病

- 29 鼻疽
- 30 ブルセラ症
- 31 ベネズエラウマ脳炎
- 32 ヘンドラウイルス感染症
- 33 発しんチフス
- 34 ポツリヌス症
- 35 マラリア
- 36 野兎病
- 37 ライム病
- 38 リッサウイルス感染症
- 39 リフトバレー熱
- 40 類鼻疽
- 41 レジオネラ症
- 42 レプトスピラ症
- 43 ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数届出）

- 1 アメーバ赤痢
- 2 ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）
- 3 急性脳炎（四類感染症における脳炎を除く）
- 4 クリプトスポリジウム症
- 5 クロイツフェルト・ヤコブ病
- 6 劇症型溶血性レンサ球菌感染症
- 7 後天性免疫不全症候群（無症状病原体保有者を含む）
- 8 ジアルジア症
- 9 髄膜炎菌性髄膜炎
- 10 先天性風しん症候群
- 11 梅毒（無症状病原体保有者を含む）
- 12 破傷風
- 13 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 14 バンコマイシン耐性腸球菌感染症
- 15 風しん
- 16 麻しん

五類感染症（定点届出）

- 1 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
- 2 RSウイルス感染症
- 3 咽頭結膜熱
- 4 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- 5 感染性胃腸炎
- 6 水痘
- 7 手足口病
- 8 伝染性紅斑
- 9 突発性発しん
- 10 百日咳
- 11 ヘルパンギーナ
- 12 流行性耳下腺炎
- 13 急性出血性結膜炎
- 14 流行性角結膜炎
- 15 性器クラミジア感染症
- 16 性器ヘルペスウイルス感染症
- 17 尖圭コンジローマ
- 18 淋菌感染症

別表2（第5条関係） 続き

19 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）
20 クラミジア肺炎（オウム病を除く）
21 細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）
22 マイコプラズマ肺炎
23 無菌性髄膜炎
24 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
25 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
26 薬剤耐性アシネトバクター感染症
27 薬剤耐性緑膿菌感染症

新型インフルエンザ等感染症

1 新型インフルエンザ
2 再興型インフルエンザ

指定感染症

1 鳥インフルエンザ（H7N9）

根拠法令（別表 1 で示したもの以外）

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号）
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 43 号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 44 号）
- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 45 号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号 老老発第 0331017 号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
（平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331003 号 老老発第 0331016 号）

(別紙1)

介護保険事故報告書

(あて先) 鴻巣市長

下記のとおり、事故が発生しましたので報告します。
 なお、対象者及び家族から情報開示の請求があった場合は開示することに同意します。

記

事業者名 (法人名)													
事故発生事業所	所在地：												
	施設名： 代表者：	電話： ()											
記載者職・氏名		役職：				氏名：							
サービス種類 (事故が発生したサービス) ※予防を含む	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援	<input type="checkbox"/> 通所介護	<input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<input type="checkbox"/> 複合型サービス									
	<input type="checkbox"/> 訪問介護	<input type="checkbox"/> 通所リハビリ	<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設									
	<input type="checkbox"/> 訪問入浴介護	<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設									
	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリ	<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設									
	<input type="checkbox"/> 訪問看護	<input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護	<input type="checkbox"/> 福祉用具貸与	<input type="checkbox"/> その他									
	<input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導	<input type="checkbox"/> 福祉用具貸与	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 ()										
対象者	氏名				年齢	歳	性別	男・女	要介護度				
	被保険者番号				サービス提供開始年月日				年	月	日		
	住所												
	保険者(保険者が鴻巣市ではない場合に記載)												
事故発生日時		平成		年	月	日	午前・午後	時	分	頃			
事故発生場所													
第一発見者													
発見日時		平成		年	月	日	午前・午後	時	分	頃			
事故の種類	<input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 異食/誤飲/誤薬/誤嚥 <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 感染症/食中毒 <input type="checkbox"/> 職員の不祥事、法令違反 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	具体的な事故の名称												
事故の経過 (報告日時点)	<input type="checkbox"/> 自宅・施設療養 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明者発見 <input type="checkbox"/> 職員処分 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	受診/入院した場合は医療機関名												
	受診/入院した場合はその日時		平成		年	月	日	午前・午後	時	分	頃		
	死亡に至った場合は死亡日時		平成		年	月	日	午前・午後	時	分			
事故の概要													
家族への連絡	連絡日時		平成		年	月	日	午前・午後	時	分	頃		
	家族等氏名：		(本人から見た続柄：) 連絡手段：										
	家族の対応：												
備考													

(別紙2)

再発防止策の実施状況報告書

(あて先) 鴻巣市長

下記のとおり、事故についての再発防止策を講じましたのでご報告します。
 なお、対象者及び家族から情報開示の請求があった場合は開示することに同意します。

記

事業者名(法人名)													
事故発生事業所	所在地:												
	施設名: 代表者:												
		電話:	()										
記載者職・氏名													
対象者	氏名				年齢	歳	性別	男・女	要介護度				
	被保険者番号				サービス提供開始年月日					年	月	日	
	住所												
	保険者(保険者が鴻巣市ではない場合に記載)												
事故発生日時		平成		年	月	日	午前・午後		時	分頃			
事故報告書(別紙1)提出日		平成		年	月	日	事故終息日 (事故の脅威が取り除かれ、再発防止策を講じた日を記入)		平成		年	月	日
事故の種類	<input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 異食/誤飲/誤薬 <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 感染症/食中毒 <input type="checkbox"/> 職員の不祥事、法令違反 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	具体的な事故の名称												
事故の経過 (報告日時点)	<input type="checkbox"/> 自宅・施設療養 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明者発見 <input type="checkbox"/> 職員処分 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	受診/入院した場合は医療機関名												
	受診/入院した場合はその日時		平成	年	月	日	午前・午後		時	分頃			
	死亡に至った場合は死亡日時		平成	年	月	日	午前・午後		時	分			
事故の概要 (事故報告書で既に報告した事項については記載を省略してかまいません)													
事故の原因													
再発防止に向けての今後の取り組み及び課題													
備考													